

令和 6 年 7 月

観光庁 御中

令和 7 年度 税制改正要望

全国免税店協会

消費税の外国人旅行客向け免税制度に関して、以下の通り要望いたしますので、ご検討を宜しくお願い申し上げます。

背景

令和 6 年度税制改正大綱において「出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度（持出確認型免税制度）」の導入が決定され、令和 7 年度税制改正大綱にて制度の詳細についての結論を得ることとなっているが、この持出確認型免税制度の導入を機として、制度運用に関わる要件等を検証した結果として、以下に掲げる内容を要望する。

要望にあたってのポイント

この要望をまとめるにあたってのポイントとしては、以下の 3 点を勘案した。

○ 制度の明確化

免税販売現場において、判断しづらい曖昧な基準や定義等できるだけ回避していただきたい

○ 制度運用の簡素化・シンプル化

免税販売の事務作業やシステム対応等の効率化を行い、業務負荷やシステム投資を軽減していただきたい

○ IT・デジタル化の活用

2020 年 4 月に開始された制度運用の電子化によって整備されたインフラや Visit Japan Web の免税手続用 QR コード等をできる限り活用することで、さらなる IT の高度化を図っていただきたい

具体的要望

1. 免税対象物品に関する要望

- ① 免税対象物品の「通常生活の用に供する」という定義を撤廃する。

<事由>

この定義について、免税店での判断が非常に困難なケースが発生しており、免税手続現場でのトラブルの原因となっていることに加え、免税店の税務リスクとなっている。

さらに、税務リスク回避のため免税販売の金額や数量を制限するなど、正常な売上低下の要因にもつながっている。

今般、持出確認は政府側にて行われ、認められた場合に税額を返金する形となるため、免税店での判断義務を回避し、さらには免税店の売上を拡大するべく、この定義を撤廃いただきたい。

- ② 一般物品と消耗品の分別、及び、消耗品に関わる上限や特殊包装を撤廃する。

<事由>

上記と同様に、持出確認は政府にて行われるため、免税店での一般物品と消耗品の分別は不要であり、したがって、消耗品に関する免税販売額の上限や特殊包装義務も不要となるようにしていただきたい

2. 免税対象者に関する要望

- ① 各種上陸許可証については、可能な限り旅券あるいはVisit Japan WebのQRコードにて免税手続を実施できるようにする。

<事由>

これらの許可証は出国場所でのKIOSK端末にて、読み取りができないと想定される。一方、船舶観光上陸許可証を保有するクルーズ船乗客等の外国人旅行者への免税販売は制度移行後も引き続き可能とするべく、Visit Japan Webによる免税手続が可能となるように対応願いたい。

② 免税手続日から持出確認日までの期間を限定する。(例：90日間)

<事由>

免税店で免税手続を行った者が必ずしも出国時に持出確認のための KIOSK 端末に立ち寄るとは限らず、また在留資格が「外交・公用」や米軍関係者の場合は免税購入期間が制限されていない。その場合、免税期間が設定されなければ、免税店にて半永久的に消費税額を預かっておく必要がある。ついては、一定の期限を設定することで運用面の効率化・簡素化を実現していただきたい。

期間は、「短期滞在」の在留資格と同様に 90 日間が妥当だと考える。

③ 海外在住日本人向けに免税販売する場合に必要な証明書類（在留証明、あるいは、戸籍の附票の写し）について確認作業の簡素化を実現していただきたい。

簡素化ができない場合は、海外在住日本人を対象外としていただきたい。

<事由>

証明書類発行の際、誤った書類を発行される、記載に不備がある等により免税店でトラブルとなる事例が頻発している。さらに免税店での確認作業が煩雑であり、売上シェアで 1% に満たない売上のための業務負荷が増大し、また外国人旅行客の対応にも影響が出るケースが散見される。

3. その他の要望

① 施行にあたっては、免税店等でのシステムやオペレーションの準備にかかる時間を十分に勘案したスケジュールを策定する。

<事由>

今回の制度変更は免税店のシステムや承認送信事業者のシステムに大きく影響し、また返金については全く新しい運用構築に加えて法令対応等も必要となるため、民間側の準備のために相当の期間が必要と想定される。ついては、これらの準備にかかる時間を十分に勘案した施行スケジュールとしていただきたい。また、施行時期については、免税店の繁忙期を避けていただきたい。

- ② 持出確認型制度に関する告知啓蒙を、対外国人観光客のみならず、免税店や業務受託会社等に対して、前広かつ広範囲に行う。

<事由>

制度運用が大幅に変更されることとなる状況下において、免税手続の現場や出国場所等での混乱を避けるためにも、外国人旅行者、および、免税店に対する告知啓蒙は徹底的に行っていただきたい。

- ③ Visit Japan Web の活用を徹底的に拡大することで、免税手続用 QR コードによる手続きを促進する。

<事由>

Visit Japan Web の免税用 QR コードを利用して免税手続を行うことで、免税店側は旅券上の上陸許可シールを探すこと、及び、上陸年月日と在留資格を購入記録情報として入力することの手間を削減し、業務負荷の低減につながるため、Visit Japan Web の活用を大々的に推進していただきたい。

なお、読み取り機器の準備にかかる免税店の費用負担を加味し、補助金の導入も検討していただきたい。

- ④ 各出国場所にて免税店で免税手続を行っていない者も含めたすべての出国者について KIOSK 端末での確認を行っていただきたい。

<事由>

持ち出し確認型制度移行後、免税店で空港での手続について多言語で説明する等の事務負担も発生する一方、制度変更が認知されず、出国場所での手続をせずに出国されるお客様と免税店との間で消費税返金に関するトラブルになることが起こり得るため、出国者全員の検査を実施していただきたい。

以上